広島港開港70周年・広島港築港130周年ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条　この要綱は広島港開港70周年・広島港築港130周年ロゴマーク(以下，「ロゴマーク」という。)を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において，ロゴマークとは，広島港開港70周年・広島港築港130周年を広くPRするために，広島港振興協会が作成したロゴマークをいう。

(権利の帰属)

第3条　ロゴマークの一切の権利は，広島港振興協会に帰属する。

(使用届の提出)

第4条　ロゴマークを使用するもの(以下，「使用者」という。)は，本要綱の内容を承諾したうえで，速やかに様式に定める広島港開港70周年・広島港築港130周年ロゴマーク使用届(以下，「使用届」という。)を広島港振興協会に提出しなければならない。ただし，次の場合は使用届の提出を省略することが出来る。

(１)　国，地方自治体又はこれらに準ずる団体が使用するとき

(２)　報道機関が報道のために使用するとき

(３)　個人が営利を目的とせず個人の発信するブログ，SNS等において使用するとき

(４)　その他広島港振興協会が認めるとき

(成果物の提出)

第5条　使用者は，ロゴマークを使用した成果物について，１部を広島港振興協会へ提出すること。

２　前項の成果物は，写真の提出により，替えることもできる。

(使用の禁止)

第６条　使用者は使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は，ロゴマークを使用することはできない。

(１)　広島港の信用および品位を害すると認められるもの

(２)　法令及び公序良俗に反すると認められるもの

(３)　政治，宗教，思想等の目的に使用するもの

(４)　自己の商標とする等，独占的に使用し，又は使用するおそれがあると認められるもの

(５)　商品に使用する際，当該商品の品質，性能等が公的機関の認定等が必要な場合に当該認定が得られていないもの

(６)　その他広島港振興協会が使用を不適切と認めるもの

２　広島港振興協会は，使用届の内容及び使用実態について適当でないと認める時は，使用者に対しその使用の中止や成果物の回収を求め，使用者は異議なくこれに従うものとする。

(遵守事項)

第７条　使用者は，次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(１)　使用届に記載した目的にのみ使用すること。第４条ただし書きにより届出を免除される場合には，当該各号以外の目的に使用しないこと

(２)　使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと

(３)　色調(モノクロ，二色刷りの指定したものは可)，縦横比，形状を変化させないこと

(４)　商標権，意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第８条　使用料は無料とする。

(使用期間)

第９条　ロゴマークの使用期間は下記のとおりとする。

(１) 　広島港開港70周年ロゴマーク：平成30年12月31日までの期間

(２)　 広島港築港130周年ロゴマーク：平成31年12月31日までの期間

(３)　 広島港開港70周年・広島港築港130周年　組み合わせロゴマーク

：平成31年12月31日までの期間

(使用実績の公表)

第１０条　使用者は，広島港振興協会がロゴマークの使用実績について使用者名，使用目的等を公表することを了承するものとする。

(損害の補償)

第１１条　広島港振興協会は，使用者がロゴマークの使用にあたって損失等が発生した場合の補償等については，一切の責を負わない。

附則

この要綱は，平成29年12月25日から施行する。